

# プチカルクラブ 会員規約

## 第1条（名称）

本会はプチカルクラブ(以下「プチカル」とします)と称します。

## 第2条（運営主体）

プチカルは柏市柏の葉2-3-27に主たる事務所を置くプチカル(以下「当会」といいます)が管理運営の主体となります。

## 第3条（目的）

プチカルは、当会が運営する施設(以下「プチカル施設」といいます)を利用して実施される各種講座、イベント等に参加することによって、住民が心身の健康維持・増進、及び相互の交流と親睦を図ることを目的とします。

## 第4条（会員制度）

1. プチカルは会員制とし、当会が主催する各種講座を受講できるのはプチカルに会員として登録した者に限ります。
2. プチカルに入会を希望される方は、本規約に基づく入会手続きを行うものとします。
3. プチカルに入会した者(以下「会員」といいます)は、本規約、ならびにプチカルに関する諸規則を遵守するものとします。
4. 会員は、プチカル施設を利用しようとするときは、当会の発行する会員証を提示しなくてはなりません。
5. 会員は、プチカル施設で実施されるイベント等において、割引料金の適用を受けられる場合があります。

## 第5条（会員の種類及び権利）

当会は必要に応じて会員の種類を新規に設定し、または廃止することがあります。その場合、当会は事前に当会ホームページや施設内掲示板などにおいて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

## 第6条（入会資格）

1. プチカルの入会資格は原則 20 歳以上の方に限ります。未成年の場合は、入会についてその親権者の同意が必要となります。
2. 次の各号に該当する方については入会をお断りする場合があります。
  - ① 本規約その他当会の定める諸規定を遵守されない方。
  - ② 暴力団関係者、その他反社会勢力に構成員として所属される方。
  - ③ 刺青(タトゥーのある方)
  - ④ その他会員として適当でないと当会が判断した方。
3. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当会はその裁量により判断でき

るものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。

4. 第2項の全部またはいずれかの要件に該当する方であっても、当会の判断により入会を認める場合があります。その判断にあたっては、当会はその裁量により判断できるものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。

#### **第7条（入会手続き）**

1. 会員資格は、入会希望者が当会所定の入会申込書により入会申し込みを行い、当会の入会承認を得たうえで、所定の入会金を当会に支払い、これを当会が確認したときに発生します。
2. 未成年者がプチカルに入会する際は、未成年者の入会に同意した親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

#### **第8条（入会金・諸料金）**

1. 入会金は当会が別に定める金額とし、一旦支払われた入会金は理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は、当会が別に定める金額の諸料金を、当会指定の方法で、当会指定の期限までに支払うものとします。

#### **第9条（資格譲渡）**

会員は、プチカルの会員資格を第三者に譲渡・貸与することはできません。

#### **第10条（会員以外の利用）**

会員以外の方(以下「ビジター」といいます)は、当会が別に定める規則・条件に応じて、プチカル施設を利用できるものとします。

#### **第11条（損害賠償責任）**

プチカル施設の利用中に、会員、またはビジターに財産上、人身上その他の損害が発生した場合、当会に帰責事由のないときは、当会は一切責任を負わず、当会に帰責事由あるときは、当会に故意又は重過失ある場合を除き1件当たり 10,000 円をもって当会の責任の上限とします。

#### **第12条（会員の損害賠償責任）**

会員、またはビジターが、プチカル施設の利用中に、本人の責により当会または第三者に損害を与えた場合、その会員またはビジターがすべての責を負うものとします。

#### **第13条（不介入）**

会員、またはビジターが、プチカル施設の利用中に第三者とトラブルを生じた場合、当会はプチカル施設の管理者として必要な範囲でのみ介入するものとし、会員と第三者との間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続などにおいて、当会は協力義務等なんらの義務を負わないものとします。

#### 第 14 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失します。
  - ① 退会
  - ② 除名
  - ③ 第6条に定める入会資格を欠いたとき。（同条第3項により当会が欠格を認めた要件がある場合は、当該要件を除く）
  - ④ 1年以上利用が無い場合
  - ⑤ 当会がプチカルを解散したとき
2. 前項の4号に該当するか否かの判断にあたっては、当会はその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

#### 第 15 条（退会）

会員が、自己都合による退会する場合は、所定の退会届を当会に提出するものとします。

#### 第 16 条（除名）

1. 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員をクラブから除名することができます。会員は除名された時点で会員の資格を喪失します。
  - ① 本規約及び諸規則に違反した場合。
  - ② プチカルの名誉または信用を傷つけた場合。
  - ③ プチカルの秩序を乱した場合。
  - ④ 受講料等、諸料金の支払いが3ヶ月以上滞った場合。ただし、滞納分について全額支払わなければなりません。
2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当会はその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

#### 第 17 条（休業日）

当会は、次の各号のいずれかに該当する場合、プチカル施設を休業することができます。

- ① 毎月ごとに定める休業日。
- ② プチカル施設の補修、保守・点検または改修をする場合。
- ③ その他休業が必要と判断される場合。

#### 第 18 条（閉鎖または利用期限）

1. 当会は、次のいずれかに該当する場合、プチカル施設の全部または一部を閉鎖又は利用制限することができるものとします。
  - ① 法令が制定・改廃されたとき。
  - ② 行政指導を受けたとき。
  - ③ 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき。
  - ④ 著しい社会経済状況の変化があるとき。
  - ⑤ その他やむをえない事由があるとき。

2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当会はその裁量により判断するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。
3. 第1項の場合において、施設を閉鎖するときは、当会は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除することができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

#### **第19条（利用方法）**

会員は、プチカル施設の利用について、当会が別に定める施設利用規約等に従うものとします。

#### **第20条（諸料金の変更）**

当会は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。その場合、当会は事前に当会ホームページやプチカル施設内掲示板などにより会員に対して告知するものとします。

#### **第21条（諸規則の厳守）**

会員およびビジターは、本規約、プチカル施設利用規約、及び、その他の諸規則、並びに当会スタッフの指示を厳守しなくてはなりません。また、プチカル施設の秩序を乱す行為をしてはなりません。

#### **第22条（変更届）**

1. 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当会に変更を届けるものとします。
2. 当会の会員に対する個別の通知および連絡は、会員の届け出た住所宛に行うものとします。

#### **第23条（個人情報保護）**

当会は、当会の保有する会員の個人情報を、当会が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

#### **第24条（規約の改訂）**

1. 当会は、当会が必要と定めた場合、本規約の改訂を行うことができます。
2. 改訂された規約は、事前に当会ホームページやプチカル施設内掲示板などにより告知を行った上で、指定された改定日をもって執行され、以後全会員に適用されるものとします。

平成25年12月28日制定

平成30年1月30日改訂